

◎新潟県告示第460号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年4月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市本屋敷字鰻渡沢丁529の1、丁529の2、丁530の1、丁530の2、丁531の1、丁532、丁533の1、丁533の2、丁535から丁539まで、丁541の1から丁541の10まで、丁545から丁551まで、丁552の2から丁552の10まで、丁552の12から丁552の20まで、丁555の1から丁555の3まで、丁557、丁624、丁625の1から丁625の8まで、字池尻丁407、丁411、丁415、丁417、丁419、丁421、丁422、丁425、丁426の1、丁429、丁430、丁432の1、丁432の2、丁436の1、丁490、丁626、丁631の2、丁633、丁634の1、丁635、丁636、丁638、字開キ丁649、丁651から丁653まで、丁657から丁659まで、丁661、丁662

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）